

2017 年度
体育史学会 第 6 回大会
プログラム・発表抄録集

龍谷大学 深草キャンパス わけんかん 和顔館 201 教室

2017 年 5 月 13 日 (土) ~ 14 日 (日)

体育史学会について

- 。「学会名鑑（日本学術会議・公益財団法人 日本学術協力財団・国立研究開発法人 科学技術振興機構が連携して作成しているデータベース）」に掲載の情報をもとに作成しました。

和文名

体育史学会

欧文名

JAPAN SOCIETY OF THE HISTORY OF PHYSICAL EDUCATION AND SPORT

ウェブサイト

<http://taiikushi.org/>

学研究領域

心理学・教育学、史学、健康・生活科学

設立趣旨

多様化の容認と相互理解の促進をめざす現代社会において、体育・スポーツはこれ自体が変化するとともに、社会の変化にも避けがたい影響を与えている。このような状況の中、体育・スポーツと社会の将来を展望するために必要となる歴史的知見の蓄積が、社会的に要請されている。体育史学会はこの要請に応えるべく、体育史研究者による研究上の緊密な連携によって体育・スポーツ史に関する研究の発展を図ることを目的に設立された。

沿革

1961年 日本体育学会体育史専門分科会（前身）設立

2011年 体育史学会 設立（設立年月日：2011年9月25日）

2015年 日本学術会議 協力学術団体に登録

2016年 日本スポーツ体育健康科学学術連合 加盟学術団体に登録

役員

会長 1人、理事 6人、監事 2人（男性 8人、女性 1人）

会員数

正会員 221人、学生会員 2人、講読会員 5人、名誉会員 12人（2017年3月2日現在）

刊行物

『体育史研究』

欧文名：Japan Journal of the History of Physical Education and Sport

創刊年：1984年 最新号：34号（2017年3月発行）

発行部数：280（部／回）

URL：<http://www.taiikushi.org/db/>

他の学術団体との関係

日本体育学会 専門領域体育史

日本学術会議 協力学術研究団体

日本スポーツ体育健康科学学術連合 加盟学術団体

2017年度 体育史学会 第6回大会 開催要項

1. 日程

1日目：5月13日（土）13:30～18:05

一般研究発表、研究方法セミナー（学会企画）、終了後に情報交換会

2日目：5月14日（日）9:10～12:00

一般研究発表、総会

2. 会場・会場責任者

龍谷大学深草キャンパス和顔館（わげんかん）201教室

<http://www.ryukoku.ac.jp/fukakusa.html>

会場責任者：佐々木浩雄 会員（龍谷大学）

3. 交通

JR奈良線「稲荷」駅（京都駅から約6分）下車、徒歩8分

京都市営地下鉄烏丸線「くいな橋」駅（京都駅から約5分）下車、徒歩7分

京阪本線「深草」駅下車、徒歩3分

http://www.ryukoku.ac.jp/about/campus_traffic/traffic/t_fukakusa.html

4. 参加費

会員：1,000円、非会員：2,000円、学生（会員・非会員を問わず）：無料

5. 一般研究発表時間

発表 20分、質疑応答 10分（計 30分）

6. 学会企画：体育史研究・研究方法セミナー

演者：佐々木浩雄 会員（龍谷大学）

演題：研究テーマの一貫性と俯瞰的視野：「体育・スポーツと国民統合」というテーマから

7. 情報交換会

深草学舎紫英館6階グリル（大学キャンパス内）、非学生 5,000円 学生 2,000円

◆お願い◆ =====

情報交換会への参加を希望される方は、次の手順でお申し込み下さい。

1) 申込先：体育史学会事務局 taiikushi_office@taiikushi.org

2) 〆 切：2017年5月2日（火）

3) 方 法：次の2点を記載したメールを、事務局へ送って下さい。

(1) 会員氏名、(2) 学生・非学生の別

=====

2017年度体育史学会 第6回大会 プログラム

1日目 5月13日（土） 13:30開会

開始時刻	発表者	演題	座長
13:35	和所 泰史 (環太平洋大学)	1948年IOCロンドン総会の日本人出席問題に関するイギリス外務省の見解	榊原 浩晃 (福岡教育大学)
14:05	柿山 哲治 (福岡大学 スポーツ科学部)	「長崎に眠る西洋人ー長崎国際墓地墓碑巡り」に紹介された「活水の音楽会の記事」の真相：長崎活水女学校に関する英文史料からの考察	
14:35		【 休憩 10分 】	
14:45	尾川 翔大 (日本体育大学大学院)	小橋一太と明治神宮大会における学生参加をめぐる問題	鈴木 明哲 (東京学芸大学)
15:15	工藤 龍太 (早稲田大学)	近代武道・合気道の形成過程：植芝盛平の大東流合気柔術修行歴に着目して	
15:45		【 休憩 10分 】	
15:55	藤川 和俊 (帝京平成大学)	1920-30年代における中島海の体操科実践：「技術」習得をめぐる問題	和田 浩一 (フェリス女学院大学)
16:25	咸 章鉉(筑波大学大学院)・李 燦雨(筑波大学)	1960年代における在日コリアンのサッカー活動：在日朝鮮蹴球団の初期活動に着目して	
16:55		【 休憩 10分 】	
17:05	佐々木 浩雄 (龍谷大学)	(研究方法セミナー) 研究テーマの一貫性と俯瞰的視野：「体育・スポーツと国民統合」というテーマから	坂上 康博 (一橋大学)
18:30		情報交換会 深草学舎紫英館6階グリル（～20:30）	

2日目 5月14日（日）

9:10	木下 秀明 (元日本大学)	陸軍戸山学校「体操卒」に関する考察：付「監的卒」	大久保 英哲 (金沢星稷大学)
9:40	古川 修 (元埼玉県体育協会)	戦前の埼玉県における武道必修化に伴う武道担当教員の推移：1930～1934年の埼玉県学事関係職員録から	
10:10		【 休憩 10分 】	
10:20	新井 博 (日本福祉大学)	総力戦体制下での全日本スキー連盟のスキー振興：昭和14・15年国民精神総動員全国皆スキー行進	秋元 忍 (神戸大学)
10:50		【 休憩 10分 】	
11:00		総会（～12:00 予定）	

* 発表 20分、質疑応答 10分（計30分）。研究方法セミナーは60分を予定。

◆ 体育史学会のこれまでの学会大会と研究方法セミナーの軌跡 ◆

第1回大会（2012年5月12・13日、福山平成大学）

楠戸 一彦（広島大学）

- 歴史研究の課題：実証と解釈

第2回大会（2013年5月11・12日、明治大学和泉キャンパス）

阿部 生雄（筑波大学名誉教授）

- スポーツ史におけるイデオロギーと無意識：概念史、人物史、制度史

第3回大会（2014年5月10・11日、神戸大学発達科学部）

山本徳郎（奈良女子大学名誉教授）

- 初期トゥルネン史研究で考えたこと

第4回大会（2015年5月16・17日、ホルトホール大分）

木下秀明（体育史学会会員）

- 私の陸軍戸山学校史研究：これ迄とこれから

第5回大会（2016年5月14・15日、一橋大学）

寶學淳郎（金沢大学）

- 私の東ドイツスポーツ史研究

第6回大会（2017年5月13・14日、龍谷大学）

佐々木浩雄（龍谷大学）

- 研究テーマの一貫性と俯瞰的視野：「体育・スポーツと国民統合」というテーマから

研究テーマの一貫性と俯瞰的視野：「体育・スポーツと国民統合」というテーマから

佐々木浩雄（龍谷大学）

はじめに

私が体育史学会の前身である日本体育学会体育史専門分科会に初めて参加してから、20年が経とうとしている。研究の歩みは遅く、あちこちへ回り道をしてきたが、2016年2月には拙著『体操の日本近代：戦時期の集団体操と〈身体の国民化〉』（青弓社）を上梓することができた。この間、大学・大学院と指導していただいた大久保英哲先生をはじめ、多くの方々に行くべき道を照らしていただいた。また、研究者として成長する上で学会を通じた学びは不可欠であったと思う。研究方法セミナーでは、これまでの私自身の研究の歩みを振り返り、体育史研究に関する現時点での気づきを提示するとともに、今後の学会としての取り組みの必要性について考える材料を提供できればと考えている。

1. これまでの研究の概要

これまでの私の研究テーマは次のように移り変わってきた（各論文については当日提示）。

- ①青年団の官製化と体育・スポーツの導入（1910～20年代）
- ②農村青年の体育・スポーツ受容（1930年代前半）
- ③農村青年の自己修養（1930年代前半）
- ④修養団と国民体操（1910～20年代）
- ⑤修養主義の広がり与健康法の流行（1910年代）
- ⑥戦時期における集団体操の普及と国民統合（1930年代～終戦）

①では、日露戦後の国家経営の一環として着手された青年団の官製化とともに、青年団の体育・スポーツが奨励されていく様子を描いた。②では、青年団を通じて普及したスポーツを農村の青年たちがどのように受容したのかを、彼らの階級意識や農本主義の影響などととともに提示した。③では、青年団指導者田沢義鋪の思想と実践とともに、その影響下にあった農村青年の自己修養の様子を描いた。これは、当時の農村青年団の中心人物の心性に迫ると同時に、強権的ではない国民統合のプロセスに迫ることを意図していた。ここまでの内容は、学位論文にまとめられている。④では、村落共同体や工場・職場のサブリーダーとして期待された「中堅青年」養成の役割を担った民間の教化団体である修養団に着目し、そこで実践された国民体操の特徴と役割について明らかにした。⑤は、1910年前後からの修養主義の広がり与健康・体力問題を背景に流行した呼吸静坐法に着目し、体育界への影響について検討した。この呼吸静坐法の流行現象は、欧米文化の摂取による近代化が進むなかで日本古来の身体技法や心身一如観を見直そうとする動きでもあった。

2. 研究の成果と「壁」

以上示した⑤までの研究では、主に青年団や修養主義と体育・スポーツとの関係について考えてきた。それは学校教育とは別の体系や思想によって国民が教化へ方向づけられる過程であり、体育やスポーツが社会へ広がる過程でもあった。ご指導いただいた大久保先生の影響もあり、伝統的な歴史学が主に扱ってきた「強者の歴史」に対して、「下からの歴史」を指向することが一つのテーマでもあった。特に、③や④はその視点を前面に出し、草の根の動きに着目しようとしたものである。歴史研究の醍醐味の一つは新しい史料の発見により、旧知の事実を読み替える作業であろう。私の場合、歴史的事実を読み替えるような史料ではないが、「下からの歴史」に必要な新たな第一次史料を発見する経験を得た。石川県加賀地方の農村に生きた青年の日記やノート、帳簿類である。青年団の機関誌にある名前を

手がかりに、ある青年団の中核的メンバーであったと目される方々の家を訪ねてまわった結果であった。インタビューをする傍ら、残された史料はないか調査をしたわけだが、私が最も注目していた青年が遺した史料を発見し、その閲覧が許された。この史料を発見したときの高揚した気持ちは、初めて歴史研究にふれることができた喜びであったと思う。

一方で、研究を進めて突き当たった壁は、研究対象の細部や関連する社会状況に注目すればするほど、体育史・スポーツ史のなかで自分の研究がどのような位置づけにあり、どのような意義を持ち得るのかが見えにくくなってしまおうということであった。これは、青年団という対象に突っ込むあまり、体育・スポーツの歴史について俯瞰的視野を持ち得ていなかったことによる。また、その結果、自分の研究と現代的課題との接合も難しくしていた。未だ知られていない歴史的事象を掘り起こす、また、その脈絡をつなぎ合わせて新たな解釈をほどこす。これはこれで意味のあることである。しかし、その新たに得られた知見は、当該学問領域にどのような意味を持つのだろうか、あるいは細分化した自分の研究はグローバル化する社会で人々が歴史学に求める期待に応えられているのだろうか、という問いには答えきれずにいた。

3. 研究テーマの一貫性と俯瞰的視野 ～研究の積み重ねによってどのような歴史研究者になるか～

こうした状況から一步踏み出す契機となったのが⑥であった。坂上康博先生から『幻の東京オリンピックとその時代：戦時期のスポーツ・都市・身体』（青弓社、2009）で、体操の章を書いてみないかとお誘いをいただいたのがきっかけで体操史研究に向かうこととなった。ほとんど手探りの状態だったため、1930年前後からの政府関係資料、外郭団体の機関誌、体育・スポーツ雑誌、一般雑誌など体操に関係する各種の資料に目を通していった。体操に関する動向とともに、スポーツ全般についての言論状況を把握することで、この時期の体育・スポーツ史に対する俯瞰的視野を得ることができた。その後、十五年戦争期の集団体操に関する論文を積み上げることによって冒頭の著書刊行へと漕ぎ着けたのだが、この作業を通じて、ようやく自分の研究の意味や現代的課題との接点について自分なりの答えを出すことができたように思う。それは自分がどんな歴史研究者になりたいかということとも直結した。

これまで私が一貫して関心を持ってきたのは体育・スポーツと国民統合との関係性であり、現在着手している新たな研究（「スポーツにおける日本代表の誕生」「満洲における体育・スポーツの展開」）もこの線に沿ったものである。体育やスポーツ自体の意味変化や独自の発展をふまえつつ、国民国家という枠組みのなかで体育やスポーツはどのように位置づけられ、意味づけられてきたのか。そして、国家と国民、国家と体育・スポーツとの関係についての固定化したイメージや分析枠組みを問い直す。これが青年団研究を含めた私の一貫したテーマだったのだ。単著の刊行は、自分がどのような研究者なのかを示すことにつながり、以降、研究領域を超えて研究会等にお誘いを受けるようになった。一貫したテーマをもつことは学会内での立ち位置を定め、学会内外の研究協力者を増やすことにも繋がった。

4. 学会の機能と役割について ～学会としての俯瞰的視野と研究者養成～

歴史学は、日本史・西洋史・東洋史という空間的区分、古代史・中世史・近世史・現代史という時間的区分に分けることができる。また、歴史学の主流を占めてきた政治史・経済史に加え、社会史・文化史が提唱され、さらには女性史・民衆史・心性史・メディア史などそのジャンルは多様化している。体育史学会の特徴は、体育やスポーツや武道を対象にしつつ、すべてのカテゴリーをカバーしていることであろう。この多様性が学会を活性化させるという利点と同時に、精緻なピアレビューが難しく、学会全体で共有できる見取り図をもちにくいという課題も指摘できる。体育史のアカデミックポストが漸減するなか、学会は岐路に立たされている。学会として俯瞰的視野を共有しつつ生産的な研究を進め、新たな研究者を養成していくために何が必要かについても考えてみたい。

1948 年 IOC ロンドン総会の日本人出席問題に関するイギリス外務省の見解

和所泰史（環太平洋大学）

【研究の背景】

1945 年の第二次世界大戦終結後すぐに、IOC（国際オリンピック委員会）は世界大戦中に中止となったオリンピック大会を再び開催するための準備を始めた。戦後最初のオリンピック大会は 1948 年に開催されることが決定し、夏季大会はロンドン、冬季大会はサン・モリッツとなった。しかし、この 1948 年オリンピック大会には、第二次世界大戦の敗戦国である日本、ドイツは招待されなかった。

当時、日本の NOC（国内オリンピック委員会）であった日本体育協会は、1948 年オリンピック大会への参加が叶わなかったものの、日本のオリンピック早期復帰を目指していた。その為には、NOC の存在や IF（国際競技連盟）への日本の各競技団体の加入申請内容を確認するため、日本人が IOC 総会に出席する必要がある。

戦後の IOC 総会は 1946 年から例年開催されている。しかし、1946 年の IOC ローザンヌ総会、1947 年の IOC スtockホルム総会は、総会終了後に招待状が日本に届いていたことを知ったため出席できなかった。1948 年 1 月の IOC サン・モリッツ総会は GHQ からの渡航許可が下りず断念した。ところが 1948 年の 3 月頃から GHQ の渡航許可が緩和され始めたため、日本体育協会は次に開催される 1948 年第 14 回オリンピック・ロンドン大会前後の IOC ロンドン総会出席を目指すこととなった。筆者はこれまでの検討で、このロンドン総会は開催の直前にイギリス側が日本人の入国を拒んでいたため、出席できないということ を明らかにした。しかし、イギリス側がなぜ日本人の入国を拒んだか、それはイギリス内でのどのような議論を経て結論に至ったかまでは明らかにされていない。

【研究の目的と方法】

本研究の目的は、1948 年 IOC ロンドン総会への日本人出席を拒んだイギリス外務省の見解を明らかにすることである。本研究で使用する史料は、イギリス国立公文書館に所蔵されている史料であり、ファイルナンバーは FO 370/1594 「Japanese Participation in the Olympic Games」である。

【検討結果】

当初、日本人が 1948 年 7 月のロンドン総会に出席することに、IOC 会長エドストロームと副会長ブランデーは非常に前向きな見解を示していた。日本体育協会としても IOC 委員の永井松三、日本体育協会会長の東龍太郎、同事務局長の高島文雄の 3 名で出席する予定としていた（日本体育協会第 5 回理事会議事録、1948 年 5 月 12 日）。ところが、1948 年 6 月 19 日、第 14 回オリンピック・ロンドン大会の組織委員長でありイギリスの IOC 委員でもあったバーレーがエドストロームに書簡を送る。その内容は「我々は日本人 IOC 委員が、この大会に来るといふあなたの手紙を受け取ってショックを受けました。日本はまだ平和条約を締結しておらず、開会式もしくはディナーのゲストとして、彼らは国王に会うこととなります。それは絶対に許されません。彼らが出席した場合、一般市民の抗議が起こり、この疑問を強く感じる自治領チームの撤退が引き起こされるでしょう」と記し、日本人のイギリス入国は不可能であると述べていた。また、バーレーはこの手紙で「私は外務省に一度

相談しており、以下は彼らの見解を引用しました」と述べ、イギリス外務省の見解を記している。その内容は「占領下にある状況において日本人関係者は、占領の目的に準じているため、最高司令官の許可なく国を離れることができません。通常、彼らの渡航は仕事上の目的として必要な場合に限られています。そのような許可を与えるべきなのか、極東委員会で現在審議中であり、どのような範疇の日本人であるか問題となっています。現在こうした状況にあるため、問題全般に関して委員会による方針の決定がされるまでは、英国当局としては、本件について最高司令官に対処を打診するようなことはなく、さらに、彼らがそのような許可が与えられるべき人物の範疇にいるとはみなしません。」とある。

ではバーレーがエドストロームへの手紙を送るまでに、どのような議論がイギリス内で行われていたのかを検証していく。バーレーがエドストロームに手紙を送る前日の6月18日、外務省の Henniker が次のような手紙を送っている。「バーレー卿はどのような返事を送らなければいけないかを知りたかった。彼自身は、日本人が来ることは絶対に不可能だと思っていました。そして、ビザを彼らに交付することができなかつたと返事がしたい、その上、彼は外務省に問題を再考するようなことを迫りたくありませんでした。彼は日本人が来るならば、相当厄介な存在になるだろうと指摘しました。例えると、彼らは規則上、未だに敵国であるので、公式な行事に出席することはできず、国王が出席する様々な行事に出席することなど絶対にあり得ません。」また、手紙の最後には「私はエドストローム氏に返信をしなければならぬフォームを、我々が彼に助言するためにバーレー卿へ手紙を書いた方がいいと提案しました。日本人が来ることに對する認可を我々が拒否することは、ある程度知られるかもしれません。したがって、返信を慎重に表現した方がいいかもしれません」と、日本人の出席拒否の取り扱い方等を提案していた。ただ、この手紙は宛先が記載されておらず、Henniker が誰に宛てた手紙かは明らかに出来なかった。

翌、19日には Jerad という人物が宛先は不明であるものの次のような手紙を送っている。「オリンピック大会における日本人の出席は、ほぼ間違いなく、イギリス国内で大きな公憤を引き起こします。(中略)したがって、私は彼らを止められなければならないというバーレー卿に同意すべきであると思います。(a) 我々が堂々と拒否をしたら責任を負わされるので、実際、それは国際的な問題ということにする。(b) 彼らを阻止するという理由ではなく、ビザの発行を拒否するという手段。世間の視点から、私はビザの口実が最良ではないと思います。私が返事の草案を提出します。」この記載内容から、前日の Henniker は Jerad に手紙を送ったものと思われる。その後、同日の6月18日にはあるものの、時系列としては Jerad が Henniker に手紙を送り、Henniker がバーレーに返事の草案を送った後、バーレーはエドストロームに返事を送ったものと予想される。

【まとめ】

当時のイギリスにとって旧敵国であった日本人が入国することは、外務省が緊要に議論を起こすほどの社会問題であった。イギリス外務省としても日本人の入国は認められないが、国際的に日本人を拒否することを公の理由とすることはできないので、ビザの発行を口実として入国、滞在手続きが行えないとするよう口裏を合わせていた。本来、IOC 総会の開催権は IOC にあり、開催国がこのような出席国を拒否するような行為を行うことは許されない。本研究の結果は、戦後処理の進行中に大会を無事開催したい開催国の意図と旧敵国であった日本人に対するイギリスの感情が読み取れる結果を示していた。

「長崎に眠る西洋人―長崎国際墓地墓碑巡り」に紹介された「活水の音楽会の記事」の真相 ―長崎活水女学校に関する英文史料からの考察―

福岡大学スポーツ科学部 柿山哲治

研究背景

2009年2月に刊行された木下孝著「長崎に眠る西洋人―長崎国際墓地墓碑巡り」（長崎文献社）には、長崎活水女学校の宣教師として唯一長崎の国際墓地に埋葬されたメアリー・E・メルトン（以下、メルトン）女史が紹介されている。そこには、メルトン女史の英文と和文の「死亡記事」に加えて「活水の音楽会の記事」が掲載されている。その「活水の音楽会の記事」は、「ナガサキ・プレス」1907.2.20付参照と書かれている。しかしながら、同日のThe Nagasaki Pressにも、似たような日付やその前後の記事にもこの内容は一切掲載されていない。また、「活水の音楽会の記事」を読むと、“TO THE LADIES OF NAGASAKI”という見出しで、本文の冒頭には“The Physical Culture Classes of Kwassui Jo Gakko will give an entertainment in Kwassui Chapel THIS EVENING (MONDAY) begging at 8 o'clock.”と記載されていることが確認でき、木下氏が付けた見出しと記事の内容に違和感を覚え、音楽のみならず、体育的要素を加えた内容で行われた可能性が示唆される。しかも、本文の後半には“Also, Miss Melton, recently arrived from America, has kindly consented to sing.”と書かれていることから、この記事はメルトン女史が来崎して間もない時期のものと推察され、1907.2.20.という日付も疑わざるを得ない。それを裏付ける理由として、木下氏が記した1902年2月22日は土曜日であり、この記事は“THIS EVENING (MONDAY)”から理解できるように月曜日のものでなければならない。

一方、掛水（2007）は、長崎活水女学校第2代目校長マリアナ・ヤング（以下、ヤング）女史の体育奨励に焦点を当て、Kwassui Jo Gakko（1929）の「Athletic Association」および活水学院百年史「第二章 第三節 新しい体育」（活水学院百年史編集委員会、1980）の記載内容を元に、1902（明治35）年4月24日付鎮西日報から「慈善音楽体操会」に関する記事を発掘し、ヤング女史が長崎市民に有料公開した公演会の詳細を明らかにしている。しかしながら、この記事は「慈善音楽体操会」の開催を案内するものであり、開催後に関する史料や英文史料の発掘には至っていない。

本研究では、明治期の長崎活水女学校に関する英文史料を収集し、木下氏が紹介した「活水の音楽会の記事」の真相を明らかにすることを目的とした。

研究方法

「活水の音楽会の記事」については、メルトン女史の来崎年月日を調査し、それ以降に発行された長崎歴史文化博物館資料室所属のThe Nagasaki Pressの記事から検索を行った。また、活水学院資料室、青山学院大学図書館、オハイオウェスレアン大学アーカイブスセンターに所蔵されている古写真、和文史料と、主に英文史料の中から、Kwassui Jo Gakko・Physical Culture・Miss Young・Miss Melton・exhibition等をキーワードとして分析し、1897（明治30）年～1902（明治35）年における年次Physical Culture公開演技会に関する記事および報告書について抽出作業を行った。

結果および考察

ヤング女史が来日したのは1897（明治30）年10月（Methodist Episcopal Church、1898）、メルトン女史は同年12月（木下、2009）であった。また、活水学院百年史「第二章 第三節 新しい体育」

(活水学院百年史編集委員会、1980)にも「ヤング女史は米国に在るとき、体育について興味をもって研究していたので、着任後の長崎の教育のこの分野におけるおくれに着目して、組織的な新式体操を導入することをラッセル女史に語り、賛成を得てさっそく生徒に教えることになった。(中略)そこで奨励の意味で一八九九(明治三二)年四月二二日午後七時から本校講堂で大演習会を開いた。」と記述されている。1899年4月22日には、ヤング女史もメルトン女史も来日しているものの、4月22日は土曜日であったため、木下氏が発掘した記事との整合性は得られなかった。しかし、1899年4月17日(月)付The Nagasaki Pressに、“THE Physical Culture Classes of Kwassui Jo Gakko will give an Exhibition on MONDAY EVENING, April 17th, Beginning at 8 o'clock.の記事が第一面の最初に広報されていることが判明し、同年4月15日(土)付The Nagasaki Pressにも同様の記事が掲載されていた。そして、その記事の前年、すなわちヤング女史とメルトン女史が来日した翌年の1898年3月21日(月)付The Nagasaki Pressの第一面に、木下氏が発掘した広告記事を見出すことができた。加えて、同年3月19日付The Nagasaki Pressにも同記事が紹介されており、それら両記事の下には、木下氏が自身の著書に引用しなかった、当日の公演プログラムが掲載されているのを発見した。長崎活水女学校のPhysical Cultureの公開演技会の開催を報じた1898年3月21日(月)付The Nagasaki Pressには、“The object of the entertainment is, first, to awaken a greater interest in Physical Culture among ladies, and, secondly, to raise money to pay for class uniforms.”と2つの目的が明確に示されていた。また、“Ladies only invited.”、“Admission fee, One yen. Girls under 15 half price.”と示されており、入場制限と入場料を徴収していたことが判明した。一方、プログラムの内容は、Grand March、Breathing Exercise、Ring Gymnastics、Fancy Steps、Free Gymnastics、Dumb Bell Exercises、Figures、Percussionの8種目のPhysical Cultureとその合間に歌とピアノの5曲が奏者と共に示され、メルトン女史は2曲を独唱することになっていた。なお、Physical Cultureの8種目は、いずれも掛水(2007)が発掘した1902(明治35)年4月24日付鎮西日報に掲載されていた「慈善音楽体操会」の公開演目とBreathing Exercise以外は全て同じ演目であったため、明治期の長崎活水女学校におけるPhysical Culture公開演技会の定番種目であった可能性が示唆された。

一方、1898年7月11～19日に横浜で開催されたFIFTEENTH SESSION OF THE Woman's Annual Conference OF THE METHODIST EPISCOPAL CHURCH IN JAPANの議事録には、長崎活水女学校のラッセル校長、ヤング女史、メルトン女史らの連名で“KWASSUI JO GAKKO”の年次報告が収録されている。その報告には、“(中略) A Physical Culture Entertainment was held in March which showed what four months' drill could effect.”といった記述があり、1898年3月21日(月)付The Nagasaki Pressに報じられた通り、長崎活水女学校のPhysical Culture公開演技会は、1898年3月に活水チャペルで最初に開催したことを伝える唯一の証言をこの報告書中に見出すことができた。

結論

木下孝著「長崎に眠る西洋人ー長崎国際墓地墓碑巡り」にメルトン女史を紹介した「活水の音楽会の記事」の出典元と記載されている「ナガサキ・プレス」1902.2.20付は誤りであり、真の出典元は1898年3月21日(月)付The Nagasaki Press(長崎歴史文化博物館資料室所蔵)第一面掲載記事であることが明らかとなった。しかしながらこの記事は、長崎活水女学校が長崎市民に初めて披露したPhysical Culture公開演技会の目的と内容を示す貴重な史料となり得る可能性が示唆された。

はじめに

1920年代以降、日本の体育・スポーツ政策は、文部省と内務省によって二元的に展開され、両省はその所管をめぐるセクショナリズムの様相を呈していく。1924（大正13）年、内務省によって第1回明治神宮大会が開催されたわけであるが、1926（大正15）年の第3回大会の際、文部省が学生参加を一時的に禁止したために、明治神宮大会における学生参加をめぐる問題が立ち現れた。この問題は、明治神宮大会の主催が、新たに設立された明治神宮体育会に移ったことで暫定的に解決された体をなすが、文部省はその後も明治神宮大会への学生参加を制限する。こうしたなか、1929（昭和4）年の第5回大会において明治神宮大会における学生参加をめぐる問題に終止符が打たれた。それを主導したのは1929（昭和4）年に文部大臣に就任した小橋一太であった。しかし、この点に注視して体育・スポーツ歴史学が小橋に言及することはなかった。

ところで小橋を取り上げるうえで注意を払うべきことは、小橋が1898（明治31）年に東京帝国大学法科大学法律学科を卒業し、内務省に入省してからは各局の局長を歴任し、原敬内閣期に至っては内務次官を務めたことであろう。内務官僚としての小橋は、地方改良運動あるいは民力涵養運動といった自治を推進する政策を担っていたのである。

そこで本研究では、小橋の自治に関する政策方針を明確にしたうえで、明治神宮大会における学生参加をめぐる問題の経緯を追うとともに、この問題をめぐる小橋の対応を検討することで、その歴史的意義を論じることとする。

1. 小橋一太の自治に関する政策方針

小橋は、内務次官として1919（大正8）年7月に開かれた地方改良講習会において「戦後地方指導の心得」と題する訓示をした。そこでは、「出来るだけ市町村の自立主働に俟つて、さうして其市町村住民は皆責任を持つて事に當る」、「治者」は「常に被治者となつて考を起して、さうして仕事をしなければならぬ」と、住民の自立を促すことや、住民の思いを汲み取ることの重要性を強調している。小橋は、内務官僚を辞して以降も、「自治の機能を擴大すること」や「被治者たる町村住民を治者たらしむることに因つて却て地方自治の目的が達成せらるゝ」と住民の意思を尊重した自治を継続的に主張している。この根底には、「國民を信用せずしては眞の政治は行われぬ」という思いがあった。

小橋が晩年に「顧みれば明治三十一年始めて職を内務省縣治局に奉じ爾來或は地方廳に或は中央本省に四十年間の生活は、殆ど直接間接に地方自治監督の任務に鞅掌」と振り返っているように、小橋にとって地方自治は中心的な関心事であった。

2. 明治神宮大会における学生参加をめぐる問題の経過

1926（大正15）年の第3回明治神宮大会における学生参加をめぐる問題が立ち現れて以降、内務省は関与を弱めるものの、文部省は強硬な主張を続ける。文部省は、同年10月2日に「明治神宮競技學生生徒兒童ノ参加支障ナシ」という通牒を発し、第3回大会に限り学生の参加を認めている。ところがこの通牒において、文部省は翌年以降、学生の大会は毎年ではなく隔年の開催とし、また、11月から7月へと開催時期を変更したために、各方面から批判が挙がり、「此の問題もひと悶着なければ納まらないことは明らかである」といわれ

るように、文部省とスポーツ界の間に溝が生まれていくのである。

その後、文部省による制限を取り払うべく、明治神宮体育会は文部省との交渉を重ねるが、文部省はそれを退ける。文部省は1927（昭和2）年9月15日に「運動競技會學生生徒兒童參加ニ關スル件」を発し、大会の開催は隔年とすることに変更はなかったが、それに加えて地方の中等学校以下の学生の参加を制限した。それゆえ、1927（昭和2）年の第4回明治神宮大会に「遠方の中等學校生徒が文部省の内規に觸れて出場出來なかつた」のである。これについて、1928（昭和3）年の体育運動主事會議では、いくつかの県の体育主事から、文部省へ疑問の声が挙げられている。加えて、1928（昭和3）年に明治神宮大会は開催されていない。この間も、明治神宮体育会は文部省との交渉を継続し、1929（昭和4）年6月21日に至っても、なお文部省関係者と交渉したものの、明確な回答は得られなかったのである。

3. 小橋一太と明治神宮大会

小橋一太は、1929（昭和4）年7月2日、文部大臣に就任した。同年7月10日、明治神宮体育会は小橋のもとを訪れ、「神宮競技のみを恰も弊害あるものの如く参加を禁止する事なく他の競技會と同様校長の裁量に一任され度し」と希望を述べたところ、小橋は「此點は校長に一任して差支へないと思ふ」と答えた。そして、7月18日、明治神宮大会の中等学校参加に関する會議が開かれ、「近縣のみに限る他を禁止するといふことは弊害もあり、學校に支障のない限り参加を許可し、一切は學校長の裁量に一任すること」に決し、文部省は、翌19日中に會議を開いて原案を作成し、この問題が収束する目途が立ったのである。ここで小橋は、「地方には地方の風があり學校には學校の風がある從來の様に之を一様に決定しようとするのは適當でない」と述べている。そして7月26日、文部省は「生徒兒童ノ運動競技會參加ニ關スル件」として通牒を發し、明治神宮大会への学生参加の可否は、各校長の裁量に委ねられることとなる。これをもって、明治神宮大会に関する「多年の懸案全く解決を告げた」のである。メディア、スポーツ関係者、学生など「各方面から多大の稱賛を博した小橋體育獎勵大臣」といった具合に稱賛される所以である。

小橋は、同年8月6日の地方長官會議の訓示において、「最モ急務トスル二三ノ事項」の1つとして「體育ノ獎勵」を挙げている。これについて、小橋が「體育獎勵の趣旨を訓示すると共に地方の意見を聴取する處があつた」といわれるように、小橋は明治神宮大会に限らず体育・スポーツの獎勵にあたり、地方からの意見を汲もうとしているといえよう。

おわりに

かつて内務官僚として地方自治を推進する政策を担ってきた小橋は、文部大臣として体育・スポーツを奨励する立場に就いても地方の風土を尊重し意見を聞き入れようとする姿勢を示した。小橋による明治神宮大会における学生参加をめぐる問題への対応は、それを具体化したものであるといえよう。小橋は、明治神宮大会における学生参加をめぐる問題を収束させる原動力であったのである。これは小橋にとって、スポーツのためではなく、あくまでも地方自治の枠組みであるものの、結果的に明治神宮大会における学生参加をめぐる問題によって生まれた文部省とスポーツ界の溝を埋め、両者を結び付けたのである。そしてこのことは、従来の地方自治を奨励せんとする内務省の政策が、小橋を通じて文部省体育課に流れ込んできたとみなすことができるのではないだろうか。

【付記】本研究は、平成29年度YMFSスポーツチャレンジ助成奨励研究「戦間期の日本におけるスポーツ政策に関する歴史学的研究」（代表：尾川翔大）の成果の一部である。

はじめに

日本を中心に世界に普及している現代武道の一種目である合気道は、創始者の植芝盛平（1883-1969）が古流柔術の一派である大東流合気柔術を中心に、その他数種の武術修行と信仰した大本教の出口王仁三郎（1871-1948）の影響を受けて形成された武道である。

しかし、合気道が戦後に普及、拡大していくにつれて、植芝は合気道形成の過程を「合気はすべて気によるもの」である等と主張するようになる。

一方、先行研究では1930年頃の植芝の技法に、大東流の中興の祖とされる武田惣角（1859-1943）が指導した同流の技術的影響があったことが指摘されており、上述の植芝の主張と矛盾が生じている。そこで、本発表では植芝がどのように大東流を修行し、そこから独立を決意するに至ったのか、合気道が形成される経緯を明らかにすることを目的とする。

調査対象の時期は、植芝が武田に入門する1915年から、武田と植芝の関係が史料上で確認可能な1934年までとし、①北海道時代（1915-1919年）、②京都時代（1919-1925年）、③東京時代（1925-1934年）の三期に区分した。

史料は主に、武田が指導した際に門人に住所や名前を記録させた門人帳である『英名録』と、武田の指導を受けた弟子たちが指導の謝礼の贈答物を記録した『謝礼録』、大東流の関係伝書等を用いる。

2. 北海道時代（1915-1919年）の植芝の大東流修行歴

1912年、植芝は和歌山県の北海道開拓移住民団体の代表として北海道紋別郡白滝村に入植、多忙な日々を過ごしつつ、1915年2月、所用で立ち寄った遠軽町の久田旅館で大東流の武田に出会う。

武田の技法に感銘を受けた植芝は滞在を約1ヶ月延期し、大東流の教授を受ける。その後さらに武田を白滝に招き、私設道場を提供し、村内有志と稽古に励む。その際の武田の身の回りの世話などを植芝が率先して行なった。

1916年3月、植芝は大東流柔術の目録「秘伝奥儀之事」を授けられる。1917年5月には白滝で大火災が発生し、1年間は復旧のため多忙を極めた生活を送る。1918年6月には、村会議員としても活躍するが、翌年の末には父危篤の報を受け、財産を処分して急遽郷里に戻り、以後北海道には戻らなかった。

3. 京都時代（1919-1925年）の植芝の大東流修行歴

1919年、植芝は父の病気回復祈願を乞うため京都府綾部の大本教指導者・出口王仁三郎に接見し、その人格に魅了される。翌年帰郷するも父はすでに死去しており、同年春に一家を挙げて綾部へ移住し、大本教の信者となる。出口の信頼を受けた植芝は、自宅の一部を改造し「植芝塾」道場を開設、大本教関係者に大東流を指導する。

1921年、当局による大本教弾圧（第一次大本事件）が発生。出口保釈後、植芝は大本教の幹部職となって積極的に働くと同時に、大本教の思想と行法を体得していく。当時の大本教団には高い学歴の入信者が多く、地理的環境からも海軍の軍人が出入りしていた。

1922年春、大東流の師である武田惣角が一家を引き連れ来訪して約半年間滞在し、同年

8月付で、植芝は「合気柔術秘伝奥儀之事」を授かる。同年9月、武田は植芝に大東流合気柔術教授代理の資格を授与する。その結果、植芝は弟子1人につき3円の入門料を武田に納めなければならなくなる。このことは、武田を頂点とする大東流の家元制度への植芝の編入を意味しており、秘密主義で大東流を指導していた武田から一定の信頼を植芝が得ていたことが理解される。一方で、それに伴う経済的束縛からの解放の希求や武田との人間関係の問題が、植芝を大東流から独立させる原因になったと考えられる。

4. 東京時代（1925-1934年）の植芝の大東流修行歴

1925年、浅野正恭の推薦により上京した植芝は、各界の貴顕士の前で演武を披露し、東京での普及の足掛かりを作る。特に元海軍大将竹下勇（1869-1949）は自ら植芝に入門し、大東流を熱心に修行している。

1927年、出口の助言もあり大本教から離れ武道家として独立すべく一家を挙げて上京し、各界名士の指導に当たる。翌年、竹下を会長とする同好の士による後援会である「相生会」の決定により、植芝の武術が「相生流合気柔術」とする旨が宣言される（以後「合気武術」、「合気武道」等とたびたび変更される）。

1930年、講道館柔道創始者である嘉納治五郎が弟子を伴い目白台の仮設道場に来訪、植芝の演武を賞賛し、弟子2名を植芝の下に派遣する。翌年、現在の合気会本部道場の位置に80畳の道場「皇武館」が完成する。

この時期の植芝には大東流から独立する意思は強く、1928年には、弟子へ相生流の免状を渡しており、大東流からの独立の意思が明確にあったものと考えられる。

しかし、1931年の3月から4月まで、武田は植芝に19日間の大東流の個人指導を行う。植芝は当時の大東流の最高位を示す「大東流合気柔術八拾四ヶ條御信用ノ手」の教授を受ける。翌年には、植芝は再び弟子に大東流の免状を授与している。

5. まとめ

植芝が北海道で大東流を修行した当初は、移民団体の代表で武田を積極的に接待していたものの、武田の弟子の中の1人という位置付けであったと思われる。

京都の綾部に移り、大本教の信者や陸海軍の関係者に大東流を指導する中で、大東流における植芝の地位は高まっていくこととなる。武田の教授代理という資格の授与がそれを示しており、植芝は金銭的束縛や武田との人間関係などの問題から、大東流からの独立を意識するようになったと考えられる。

東京に上京した植芝は、流派名の変更や自流の免状の発行、道場開設など、独立への志向を高めていったが、武田の再訪と個人教授による大東流の最高位を授かることで、植芝は大東流を名乗らざるを得ない状況に追い詰められる。

以上の経過が示すように、大東流の継承か同流からの独立という問題で揺れ動きながら、植芝は最終的に大東流からの独立を決意した。近代武道の一種目である合気道は、このような経緯を経ながら形成されていったのである。

※引用史料・参考文献に関しては、当日の配布資料に記載する。

1920-30年代における中島海の体操科実践

－「技術」習得をめぐる問題－

藤川和俊(帝京平成大学)

はじめに

現代の学校体育においては、運動技術が教科内容に位置づけられ、その習得が期待されている。しかしながら、なぜ運動技術の習得を目指すのかということや、習得のあり方に関しては必ずしも明らかにされているとはいえない。運動技術は体育独自の教科内容であり、習得の意義やあり方について考察することは教科の主要な課題といえる。本発表は、この体育独自の問題について歴史的に検討、考察するものである。

時代をさかのぼると、すでに「学校体操教授要目」(以下要目)等で「技術」習得をめぐる問題が指摘されている。まず、1913(大正2)年の要目において、「体操科に於て行わしむる事項は生徒の身体及精神を陶冶するに在るを以て常に其の目的に副わしむことを期し徒に技術の末に走るが如きことあるべからず」¹⁾と記され、続く1926(大正15)年改正要目でも、「徒に技術の末に走るが如きことなく」²⁾と注意されていた。しかしながら、このような戒めにもかかわらず、1936(昭和11)年の要目改正の際にも「従来動もすれば体操科の教授が技術の末に走り、方法に捉われて、身体の修練、技術の習熟のみを以て足るかの如く見られ易い欠点があった」³⁾と批判されている。要目で繰り返し戒められていたにもかかわらず「技術の末」に走っていたことから、体操科には、1920-30年代を中心として「技術」習得をめぐる問題が存在していたといえる⁴⁾。

「技術」習得について、当時の中心人物であり、要目改正委員を務めていた大谷武一や二宮文右衛門は、「技術の末」に走ることを戒める一方、「技術」習得が児童・生徒の「運動への興味を高める」ことや「人格の完成」に寄与すると主張し、「教師に対して、児童・生徒に『技術』を習得させることを要求していた」⁵⁾とされる。つまり、「技術の末」に走るという批判は、「技術」自体を否定していたわけではなく、いかに「技術」を習得させるかという指導法に向けられていたと考えられる。

このように、これまでの学校体育史研究は、「技術」習得をめぐる言説を取り上げ、その指導において理論と実践に乖離が存在していたことを明らかにしてきた。しかし、その要因がどこにあったのかということまでは明らかにしていない。この問題を解明するためには、授業者が「技術の末」批判についてどのように認識していたのかを明らかにしたうえで、「技術」指導についていかに考え、実践していたのかを明らかにする必要がある。なぜなら、実践経験に基づく授業者独自の考え方や、実践に潜む限界が問題の一要因になっていたと考えられるためである。

そこで、本発表では、東京高等師範学校附属小学校(以下東京高師附小)の訓導であった中島海を取り上げ、彼の「技術」指導に対する考え方や実践を分析する。中島については、大谷が、「爾来二十年の長い間、燃ゆるような児童愛の精神と綿密周到な指導計画を通して素晴らしい成果をあげ、わが国の学校体育界に輝かしい数々の業績を遺された」、「劇務の合間を利用して各地の研究会、講習会に出席され文字通り東奔西走、体育の指導に挺身されたほか、多くの雑誌、著書を通してわが国体育の普及発展に多大の貢献をなされました」⁶⁾のように、中島の実践や著作、講習会が体育界に与えた影響を評価している。中島自身も著作の

中で、「自分で書いたとは云うものの津崎、二宮、大谷の諸先生のご指導が私をしてこれにものにさせたのである」⁷⁾、「本書が特に大谷武一先生始め先輩同僚諸氏の指導を陰に陽に賜って居ることを述べ、深甚の謝意を表する次第である」⁸⁾のように、大谷や二宮の指導に影響を受けていたことに言及している。また、「斯道の大家先輩の述べらるる処と何等杆格することのないことを信ずる。寧ろ吾人の立場はそれ等を忠実に視述し小学校体操科の實際をこれに適合せしめんとしたに過ぎない」⁹⁾のように、大谷らの理論を実践に反映させることを意図していたという。

つまり中島は、大谷や二宮の理論を実践に反映し、著作等を通じて全国の訓導に普及する役割を担っていた。そして、その活動は大谷自身から高く評価されていたのである。しかしながら、中島の言説や実践についてはこれまで明らかにされておらず、「技術」指導において、大谷らの理論をどこまで忠実に反映していたのか、中島独自の考え方や実践上の限界はなかったのかということは不明である。この点を明らかにすることは、「技術」習得をめぐる問題について考察するうえで重要な意味をもつ。

史料については、中島の著書及び雑誌論文を使用する。使用する雑誌は、『教育研究』及び『体育と競技』である。ともに当時を代表する教育雑誌であり、多くの訓導が実践の手がかりとしていたと考えられる。

以上を踏まえ、本発表では以下の手順で分析を進める。第一に、中島が「技術の末」批判についてどのように認識していたのかを明らかにする。第二に、いかに「技術」を指導すべきと考えていたのかを明らかにする。第三に、自身の考え方をいかに実践に反映させていたのかを明らかにする。これらの分析を通して中島の考え方や実践の特徴を明らかにし、「技術」習得をめぐる問題の要因を考察する。

引用文献及び注

1) 『官報』第 147 号、536 ページ、1913 年 1 月 28 日。

2) 『官報』第 4126 号、684 ページ、1926 年 5 月 27 日。

3) 文部省「学校体操教授要目改正の要旨並改正の要点」『文部時報』第 577 号、135 ページ、1937 年 3 月 1 日。

4) 「技術の末」に走ることが「学校体操教授要目」などで繰り返し戒められていたことについては、井上一男『学校体育制度史』増補版、大修館書店、1970 年、岸野雄三・竹之下休蔵『近代日本学校体育史』東洋館出版、1959 年[『近代日本学校体育史』日本図書センター、1983 年]などで触れられている。

5) 藤川和俊「1920-30 年代の体操科授業における『技術』習得の定着要因—大谷武一と二宮文右衛門の著書を手がかりとして—」『体育史研究』第 32 号、2015 年、9-10 ページ。

6) 稲田清助・柴沼直・今村嘉雄・大谷武一・野口源三郎・佐藤卯吉・福本久雄「中島海先生の死を悼む」『新体育』第 21 卷 11 号、1951 年 11 月、32 ページ。

7) 中島海『小学校に於ける巧緻運動』目黒書店、1925 年、序 2-3 ページ。

8) 中島海『小学校に於ける体操科指導の革新』1929 年、自序 2 ページ。

9) 同上、372 ページ。

1960年代における在日コリアンのサッカー活動
—在日朝鮮蹴球団の初期活動に着目して—

咸 章鉉（筑波大学大学院）・李 燦雨（筑波大学）

1. はじめに

日本による朝鮮の植民地支配の結果、朝鮮から日本に渡航したり、労働力として強制連行され、戦後の南北朝鮮の分断・朝鮮戦争・持ち帰り資産の制限・生業への不安などにより日本に残留せざるを得なくなったりした朝鮮人とその子孫が在日コリアン(以下、在日)である。

このような在日の活躍は、他の分野に比べ能力に応じて評価されるスポーツ界で際立つ。在日が活躍した多くのスポーツの中でも、サッカーが持つ意味は特別である。サッカーは日本からの抑圧や統制を受けていた日本統治期に、朝鮮人が日本人に勝てる数少ない種目の一つであったため、朝鮮の近代サッカーは日本統治期から朝鮮人に希望を与え、被支配国民としての苦痛を解消させる役割を担ってきた。それが戦後の在日社会に引き継がれ、差別や抑圧を受けながら生きて来た在日にとって日本人チームに勝てるサッカーは、自然と特別な意味を持つようになったのである。

本研究では、戦後初めての全国規模の在日サッカー組織であった在日朝鮮蹴球団について、当団が結成された1961年から結成当時メンバーが全員引退する1969年までの活動を照射し、1960年代における日本社会と在日社会の中での在日朝鮮蹴球団の初期活動の様相を明らかにする。

2. 在日朝鮮蹴球団の結成期（1961年～1963年）の活動

戦後の在日のサッカー活動は、当時設立が進められていた民族学校や民族団体を中心に行われた。各地域で散発的に行われた小規模の在日のサッカー大会が、1957年、在日全コリアンチームと日本人選抜チームとのサッカー試合をきっかけに、東西の在日朝鮮人チーム同士の定期試合に発展され、この「在日本朝鮮人東西対抗蹴球試合」が在日朝鮮蹴球団結成の土台となった。

1961年8月、東京の在日本朝鮮人総联合会（以下、総連）会館で在日朝鮮蹴球団（以下、蹴球団）が結成された。蹴球団は創団初年度から日本人チームとの試合で7戦6勝1敗、1962年は23戦全勝、1963年は28戦26勝1分1敗という優秀な成績を収めた。このような好成績の結果、蹴球団の活動期間は年々と拡大され、試合数も増加するようになった。また、チーム雰囲気も祖国のチームに比べ比較的により自由であったため、総連主導で造られた蹴球団であったにも拘らず、民団系の選手も一緒に活動するなど、韓国人・北朝鮮人ではなく朝鮮人の蹴球団としてその規模は次第に大きくなっていった。

3. 転換期（1964～1969年）における在日朝鮮蹴球団の変化

1964年は、日本のスポーツ界のみならず、在日朝鮮蹴球団にとっても転換期となる重要な年であった。1964年東京オリンピック競技大会に参加するため、韓国と北朝鮮は大規模の選手団を派遣した。それに伴い、総連内部からは総連のスポーツ組織強化の声が上がる

ようになった。これは総連が蹴球団運営に本格的に介入する契機となり、当時、好成績を収めていた蹴球団の強化が図られた。総連による強化は、サッカーだけではなく、これまでには柔軟であった思想教育にまで及んだ。北朝鮮の金日成主席の回想記学習には、蹴球団選手全員の参加が義務付けられた。学習形式は、回想記を読んだ後に選手2、3人がそれに対する感想を述べる形で、それは後に主体思想学習に発展された。そのため、一緒に活動していた民団系の選手はこの時期から蹴球団から離脱するようになった。

一方で、総連による蹴球団の強化は、蹴球団の財政環境や練習環境の改善にも繋がった。蹴球団の選手全員が当時の在日企業や団体に所属し、安定的な給料を受給しながら、蹴球団活動に専念できるようになった。選手たちは午前中に所属会社で勤務し、午後は集合してサッカー練習を行うようになり、遠征や試合前の期間には休暇が取れるなど、蹴球団活動が保障され、安定的な蹴球団活動が行うようになった。さらには、東京に選手団寮が新設され、地方出身者や未婚者の生活基盤も確保されるようになった。しかしながら、給料は各会社が所属選手に直接支給するのではなく、各会社が総連に所属選手の給料を納め、総連という組織として所属選手に給料を支給する形であった。このように、各々の会社に所属していた選手であったが、総連から給料が支給される形を取っていたため、蹴球団に対する総連の支配力はますます拡大していったのである。

上述のように1964年は、蹴球団やその選手たちの財政や生活基盤が安定し、蹴球団活動に集中できる環境が整った年であり、思想学習などを通して選手団の団結力や北朝鮮に対する連帯感が強化された一方で、総連主導の練習・勤務環境に耐えられない選手や韓国籍選手が反発したり離脱したりするなど、蹴球団が大きな転換期を迎える年でもあった。

また、1965年には日本のサッカーリーグ（JSL）が創設され、それ以降日本社会でサッカーの人気は徐々に上がっていった。蹴球団は日本サッカー協会の規定によりリーグに正式参加はできなかったものの、サッカー強豪チームとして様々なチームから呼びかけられ、各々の日本チームとの試合は続けられるなど、大いに活躍する時代を迎えていた。そして、1969年の金明植選手の現役引退を以て、蹴球団の結成メンバーは全員引退となり、その後は選手の世代交代や在日社会の変化に伴い、蹴球団の様相はさらに変化していった。

4. おわりに

日本の統治期に始まった朝鮮の近代サッカーは、競技を通して朝鮮人に希望を与え、被支配国民としての苦痛を解消させるなどの役割を担ってきた。戦後、その役割は、偏見・差別に追い込まれた在日コリアンのサッカーに受け継がれた。在日全コリアンチームと日本人選抜チームとのサッカー試合をきっかけに行われるようになった、在日本朝鮮人東西対抗蹴球試合が、1961年には戦後初めての全国規模の在日サッカー組織である在日朝鮮蹴球団の結成に繋がった。結成初期から好成績を収めていた蹴球団は、東京オリンピック競技大会が開催される1964年を起点として総連の積極的な支援を受けることになり、飛躍的な発展を遂げ在日サッカーや選手が日本社会に根を下ろす一定の役割を果たした。一方、当時韓国より経済的優位を占めていた北朝鮮の支援による蹴球団への積極的な介入は、朝鮮籍・韓国籍選手の離脱を招くなど、在日社会において韓国と北朝鮮の分断を煽り、植民地支配の歪に耐えてきた在日が、皮肉にも再び祖国分断のしわ寄せをいち早く受けることにも繋がったといえよう。

陸軍戸山学校「体操卒」に関する考察 付「監的卒」

木下秀明（元日本大学）

1874（明治7）年2月設立の陸軍戸山学校は、全国の歩兵連隊から召集した士官・下士を「学生」として、「射的、体操を主とし兼て攻守戦法を訓練し尚各隊教育法を齊一ならしむるか為訓練、諸勤務及喇叭を教育する」研修機関であった。その前身は1873年6月創設の兵学寮戸山出張所である。

体操専門の仏国陸軍下士ジユクロの着任は同校設立から3ヵ月後の1874年5月、陸軍戸山学校条例及概則制定は7月、召集した第1期学生164名（士官42、下士122）の教育開始は9月、その教育期間は翌1875年4月迄の8ヶ月間であった。

ジユクロの指導は、第3期学生教育終了の1877年4月までの3年間に過ぎない。

以後の同校体操指導は、日本人の教官（士官）と助教（下士）が担当した。

稿本『陸軍戸山学校教育史』は、「本校体操卒監的卒概則を定められ体操卒は体操術の訓練に服し監的卒は監的の業務に服せしむ」と体操卒と監的卒の配置が1883年7月で、概則の廃止は1888年9月と記述する。

日本人教官らの5年余の経験から必要視して配置したはずの体操卒と監的卒を、なぜ僅か5年で廃止してしまったのだろうか。最初の疑問である。

「監的の業務」が、射撃（シャタ：標的の下の塹壕）での小銃射撃の弾着確認とその表示であることは自明である。

しかし、「体操術の訓練に服」すだけでは、「卒」（「兵」と同義）よりも上級者である学生（士官・下士）の体操術訓練に、体操卒が教官と助教の指示でどのように関わったのか分からない。第2の疑問である。

そこで、この2点を踏まえて「体操卒」について解明する。

1. 配置の時期と理由

1877年1月20日付陸軍省達号外は、「体操卒入校後検査の上一二等卒に命ず」（『法令全書』目次）と、体操卒の階級を定めた。

4月の第3期学生教育終了でジユクロが離任した後の体操教育体制について、日本人教官（士官）と助教（下士）の他に、同校条例にない体操卒を加える必要があると判断したのであろう。

体操卒配置に関する文書は、この号外以外に見当たらない。必要に迫られて、戸山学校が所要の手続を踏まずに処置した体操卒の配置に関する公文がないのに、経理に直結する体操卒の位置づけに関する文書作成だけが急がれたのであろう。

したがって、体操卒配置の時期は1876年末ないし1877年1月と考える。その配置理由は、教官らの直接的教育業務以外の専門的知識技術を要さない間接的業務（施設用具の保守管理・準備、実技補助など）を担当する作業員を必要としたことであろう。

2. 階級と採用条件

1877年1月の前記号外によれば、体操卒は採用後6ヵ月で二等卒、技芸熟達者は1年後に一等卒となる。これは、徴兵による入隊者の昇進速度と同じである。しかし、徴兵令に示された兵科区分に「体操卒」はない。したがって、体操卒は、徴兵からの撰抜ではなく、志願制での召募だったと考えられる。

1883年7月制定戸山学校体操卒監的卒概則によると、体操卒と監的卒は、徴兵令による採用ではなく、「欠員ある毎に」志願者から

適格者を採用した。そして、「各本務の技術並に歩兵科生兵学を修業せしめ卒業の後二等体操卒若くは二等監的卒」に任じた（2条）。徴兵ではなく志願制で、兵科には属さないが、階級は徴兵現役入隊者と同等である。

体操卒と監的卒の採用条件の違いは、監的卒が徴兵検査合格基準以下の4尺8寸以上で18歳以上27歳以下であるのに対し、体操卒は合格基準の5尺以上で18歳以上24歳以下とされたことである（9条）。体操卒には、甲種合格の現役歩兵並みの体力を求めたのである。しかし、採用条件中に、体操の素養に関する規定はない。

なお、1883年7月改正の戸山学校条例は、教官に隷属する「体操卒取締」として歩兵伍長1名を置いて体操卒12名の指揮監督者とし、あらたに設けた「監的卒」15名の指揮監督者である「監的卒取締」に歩兵伍長1名を配置した（16条）。

3. 職 務

1878年4月制定の定員表備考欄に「体操卒及喇叭卒は教官にあらずと雖も教官に属するを以て之を其（本部）区画中に記入す」とある。体操卒の役割が、教官と助教の下での体操器械の保守管理・教育準備などの雑役だったからであろう。

1883年7月、戸山学校条例改正と同時に戸山学校体操卒監的卒概則が制定された。

監的卒の職務については「監的の事に服し兼て射的用材料の取扱並に保存及び銃器の手入等を掌る」とある。監的卒の主務は射撃での弾着確認と表示であって、関係器財の保守管理は従であった。

体操卒の職務については「体操術の訓練に服し兼て体操場の監守及び体操器械の保存手入等を掌り」とある。採用条件の現役兵並みの身長と合わせ考えると、体操卒は学生の体操訓練時の教官・助教の下での幫助を含む雑務が主務であって、施設器械の保守管理は従だったと考えられる。

なお、ただし書に「本務の外勤務の繁閑に因り互に補助せしむる事ある可し」とあるから、体操卒も監的卒も専門的技能を必要としない雑務が多かったと考えられる（1条）。

4. 定 員

体操卒の定員を示した最初は、1878年4月の12名で、1883年7月制定の概則も12名であった。しかし、1886年3月には5名に減員され、体操卒監的卒概則は1888年9月に廃止となった（省令18）。

監的卒の配置は、体操卒配置よりも遅く、1883年7月制定の条例からで、1888年9月の概則廃止まで15名のままであった。

5. 廃止の時期と理由

1883年7月14日の戸山学校体操卒監的卒概則制定後間もなく、8月27日付で体操卒と監的卒の募集が9月10日出願締切で連続3回も新聞広告となった（読売8月29日、9月1日、4日）。新設の監的卒募集は定員通り15名であるが、既設の体操卒募集は定員より2名少ない10名であった。体操卒の不足は深刻だったのである。

1884年10月着任の戦術・射撃担当仏国士官ドビラレーの12月13日付申報は、体操助教が「寡少なるが為め完美の体操器械も…殆んど之を使用する者なきに似たるは実に実に惜し」と弱体の指導体制を指摘した。

1886年3月改訂の編制表では、体操卒定員を5名に減員した。志願者僅少の現状を踏まえたのであろう。しかし、教育部を4課に分割して体操・剣術の専任者を確保し、助教不足を「員外」で充足する制度を設けた。

1887年10月新規公布の条例は、下士学生の優秀者を「員外助教」に充てた（26条）。

1888年3月制定の定員表備考欄には、員外助教を射撃科4名、体操科20名以内とし、本部書記1名を「専務」の「体操場掛」とした。「体操卒」の記載はない。

戸山学校体操卒監的卒概則の廃止は1888年9月である（省令18）。

戦前の埼玉県における武道必修化に伴う武道担当教員の推移

1930～1934年の埼玉県学事関係職員録から

元埼玉県体育協会 古川 修

1. はじめに

戦前期における学校においては有資格教員の確保が課題となっていた。中等学校教員については官立の養成学校だけでは足りず、優秀な成績での卒業を要件に取得可能となる養成学校、すなわち指定校、許可校（分類上は間接検定試験である）の拡大や、文部省が実施した直接検定である試験（いわゆる文検）や経験年数を大きな条件として取得可能となる間接検定試験等が実施された。このような方策によって無資格教員の解消を図ってきた。しかしながら、中等学校の無資格教員の問題は、男子校の武道担当教員に多いという形で取り残され、解消されないまま終戦をむかえ武道廃止とともに消えることになった。武道担当者に最後まで無資格者が多くみられたのはなぜなのだろうか。

1916（大正5）年体操科の中に撃剣、柔術の教員免許が追加され、その年3月の東京高等師範学校（以下、東京高師と略す。）卒業生に初めて授与された。同年秋には文検体操科の試験検定も実施され、合格者が誕生した。廃止されたのは戦後の1945（昭和20）年度末で、その間30年に渡る武道教員養成であった。古川（2016）の集計¹によれば、総数3,300名あまりの武道教員の免許取得事由は東京高師、大日本武徳会武道専門学校（以下、武専と略す）、国士舘専門学校が約2割ずつ輩出し合わせて約6割を占めている。教員検定に関する規定第7条第5号（後には第6号）による当該中等学校教授経験年数を満たして無試験検定に合格した免許取得者も約2割を占めた。教員になるための教育を受けることなく教員免許を取得した者が他の各養成校出身者と同程度供給され、ここに武道教員供給の特徴をみることができる。

ところで、1931（昭和6）年1月の中学校令施行規則の改正により柔剣道が必修科目と位置づけられた。その翌年、11月の『体育と競技』² 巻頭言において佐藤卯吉は必修化から1年以上経過しているにもかかわらず、武道科の状況は他教科に比べすこぶる遺憾であるとして文部省に改善を要求している。武道教師の処遇が悪いのをはじめ、手当として僅少の特別経費を充当している府県が多く、そのため専任の教師を置くことが困難となっていると指摘し、施設設備の充実や武道教授要目の作成などとともに文部当局の努力を促している。そこで、本研究は武道必修化を契機に武道担当教員の有資格者の専任の有無や担当状況はどのように変化したのかを明らかにしようとするものである。

この時期の武道教員供給数は増大しはじめた時期である。1930（昭和5）年度77名、翌年度79名、続いて100名、145名、そして1934（昭和9）年度160名である。1933（昭和8）年3月に国士舘専門学校が卒業生を出し始めたこともあり、5年間で2倍の増加をみている。とはいえ、男子校は実業学校も入れると全国で2,000校を越え、全校に有資格者を配置するにはとうてい及ばない数字である。

¹ 古川修（2016）「文検体操科」の研究 p.225 世音社

² 佐藤卯吉（1931）「柔剣道科を振興せよ」体育学会編『体育と競技』11巻11号

使用する史料は職名、担当教科名、俸給等の記載のある埼玉県教育会編『埼玉県学事関係職員録』である。補足するために埼玉県知事官房編『埼玉県職員録』と中等教科書協会編『中等教育諸学校職員録』を用いた。ただし埼玉県職員録には担当教科名がなく、中等教育諸学校職員録には職名と俸給の記録がない。嘱託、嘱託教師等の名称は嘱託に統一した。武術教師や剣道教師、柔道教師については記載の通りである。

2. 武道担当教員の状況

- ①昭和5年度・有資格者は6名(17.1%)である。体操科の免許所持者3名合わせると9名(25.7%)である。教諭は14名(40%)、武道で教諭は4名である。
- ②昭和6年度・有資格者は6名(16.2%)である。体操科の免許所持者3名合わせると9名(24.3%)である。教諭は15名(40.5%)、武道で教諭は4名である。
- ③昭和7年度・有資格者は6名(16.2%)である。体操科の免許所持者4名合わせると10名(27.0%)である。教諭は16名(43.2%)、武道で教諭は4名である。
- ④昭和8年度・有資格者は7名(20.6%)である。体操科の免許所持者5名合わせると12名(35.3%)である。教諭は14名(41.2%)、武道で教諭は2名である。
- ⑤昭和9年度・有資格者は6名(18.2%)である。体操科の免許所持者5名合わせると11名(33.3%)である。教諭は13名(39.4%)、武道で教諭は3名である。
- ⑥師範学校・有資格者は昭和8年度から新たに就いている。武道担当の教師は毎年ほぼ同じである。
- ⑦浦和中・武道担当の教諭は国語漢文の担当であり、昭和8年以降体操科教員も担当している。嘱託の武道教師は毎年ほぼ同じである。
- ⑧熊谷中・体操あるいは武道の有資格者3名が担当し、嘱託と合わせてほぼ同じ担当者である。
- ⑨川越中・体操科の教員2名と事務職の嘱託1名が武道を担当している。昭和8年まで有資格の教諭が担当していた。
- ⑩粕壁中・武道の教諭は昭和7年まで、公民の教諭は昭和8年まで担当しその後は二人の枠とも嘱託への交代となる。その中の1名は有資格者である。
- ⑪不動岡中・武道も担当した教諭心得が昭和8年から武道も担当する体操科教員と交代し、嘱託の3名はほぼ同じである。
- ⑫本庄中・歴史の教諭と博物の教諭が昭和7年まで武道も担当する。柔道の嘱託は同じであるが、剣道は近隣の小学校訓導が兼任している。
- ⑬松山中・体操科及び図画と地理の教諭3名が担当の他、教練の嘱託1名、柔道の有資格者1名、事務職の兼任の3名と計6名体制である。昭和9年から変わった1名は有資格者の小学校訓導兼任である。

3. おわりに

埼玉県における1930(昭和5)年からの5年間を概観すると、各学校とも武道担当教員は毎年ほぼ同一の陣容で、必修化はさして変化の契機とはなっていないことが分かった。専任である教諭以外の教員が毎年60%前後を占め、有資格者の割合も供給数の増加にもかかわらず20%程度と大幅な改善はみられない。予算上の点でいえば担当している教諭(粕壁中)の最も低い額と比較すれば嘱託でそれ以上を得ている者もいる。さまざまな条件はあろうが教諭としての任用は不可能だったのだろうか。※資料は発表時に配布する。

総力戦体制下での全日本スキー連盟のスキー振興
—昭和 14・15 年国民精神総動員全国皆スキー行進—
新井 博（日本福祉大学）

はじめに

昭和 12 年 7 月盧溝橋事件が起きると、政府は昭和 13 年 7 月オリンピック開催の返上を余儀なくされる事態となり、以後日本のスポーツ界は銃後の体力養成と精神作興を目指すことになった。全日本スキー連盟は方向を競技スキーから大衆スキーへ変更し「一般スキー講習会」や「国民精神総動員全国皆スキー行進」を全国的な運動として始めた。

本論では、昭和 14・15 年 2 月 25・26 日に連盟が実施したスキー行進に焦点を当て、開催経緯や内容について触れる。行進は、昭和 14 年 2 月 25 日を第 1 回として太平洋戦争に突入するまでの間、中央会場の長野県霧ヶ峰スキー場（第 1・2 回）から式の様子を全国会場にラジオで伝え、式の閉会后、地方毎に行進が実施されたのである。

この行進については、小川勝次が『日本スキー発達史』で昭和 14 年 2 月第 1 回行進における中央会場での式の様子を僅かに触れているだけである。全国の会場での行進や後年の様子について触れている研究はない。よって、日中戦争下における連盟による全国的な取り組みが、如何なるものであったのか掴めない。本論では、昭和 14・15 年の第 1・2 回行進において中央会場と地方会場で如何に開催されたのか解明し、総力戦体制下といった銃後の体力養成と精神作興を目指す国策下で、連盟がスキー界に如何なる働きかけをしていたのか、全国的な運動を解明し、連盟の果たした役割に触れたい。

I. 昭和 13・14 年総力戦体制下での状況

昭和 13 年以降日中戦争は泥沼化し、戦線が拡大した。国内では同年 1 月国家総動員法が公布され、物資統制は国民生活に影響を及ぼし始めた。昭和 14 年にはヨーロッパでも英・仏が独に宣戦布告、中国北部のモノハンでは日本とロシア両軍が衝突した。さらに、物価統制令が公布され、国民生活は苦しい状況下に追い込まれていった。昭和 13 年 9 月体力章が制定され、翌年 10 月から体力章検定が義務化され、初・中・上級が判定された。

II. 昭和 14 年第 1 回スキー行進実施経緯

昭和 13 年オリンピック開催返上後、連盟は「戦争はこれからだ」と銃後の体力育成に力を注ぐことを宣言し、国のスポーツ政策に沿って進みだした。昭和 13 年「歩け泳げ」のスローガンの下、同 11 月国民精神作興体育大会の体育大行進が、約 30 のスポーツ団体、約 5 千人の学生により実施され、連盟からも 100 余名が参加していた。また同年 8 月 28 日水連主催の第 1 回国民皆泳全国学童水泳大会が各地で開催された。

連盟は「歩け泳げ」に「滑れ」を加えることを主張し、昭和 13 年当初「国民皆スキー日」を企図したが、さらに昭和 13 年秋には翌年 2 月 26 日に実施する「国民精神総動員全国皆スキー行進日要項」を作成し、全国に送付していた。そして、昭和 14 年 2 月 26 日第 1 回スキー行進が長野県霧ヶ峰スキー場を中央会場として全国的に開催された。

III. 昭和 14・15 年 2 月 26・25 日地方会場でのスキー行進の様子

1) 樺太の場合

26日知取町で、第1回行進は体育協会により青年団、各学校、愛好者1000名が知取小学校に集められ、式後10時から火防線初音町を経て炭磯へのコース、初音町を経て曙へのコース、初音町を経て神社山への3コースで実施された。

2) 北海道の場合

26日札幌で、第1回行進は北海道スキー連盟により小学生、学生、市民2000人が円山公園坂下グラウンドに集められ、式後11時30分から半の澤小学校まで9キロコースで実施された。翌年25日第2回行進は同連盟により札幌総合競技場に、札幌商業、北中、中学校、小学校から約2000名が集められ、式後10時から男子は10キロコースで、女子・小学生は大倉山の宮様スキー大会見学に出発。小樽市では、26日式後午後1時から行進を実施した。

3) 青森県の場合

26日青森市で、第1回行進は青森スキー連盟により千刈小学校の中央会場と県下の野辺地、錠ヶ関、野内、金木の会場に1000名以上が集められ、式後9時から耐久、鶴ヶ坂行き、新城行きの3班で実施。翌年25日第2回行進は、同連盟により千刈小学校に鈴木知事、青森師範、中学、市立中学、商業、高等女、市民から約100名が集められ式後11時から、山内の山コースから新城スロープ、石江を廻り16キロを行進した。弘前ではスキー倶楽部が主催し、8時公園内護国神社に生徒と市民50名が集まり、式の後高山に行進を実施した。

4) 岩手県の場合

25日盛岡で、第2回行進は盛岡スキー倶楽部が桜山神社社殿に学校、官公衛、会社から参加者を集め、式の後森岡スキー場まで18キロの行進を実施した。

5) 秋田県の場合

25日秋田県で、第2回行進は手形秋田中学校のグラウンドに市内の中等学校・各小学校五年生以上と一般から約3000名を集め、式の後11時から団体毎に手形山踏破、手形練兵場一周等のコースを選んでスキー行進を実施された。

6) 富山県の場合

26日県内で、第1回行進は上滝公園スキー場(中央会場)で矢野知事、宇奈月(東部会場)で坂田学務部長、立野ヶ原(西部会場)で大島警察部長が隊長となり、スキー団体、学校、団体の約1000人で実施された。第2回行進は神沼県営スキー場(中央会場)、宇奈月(東部会場)、立野ヶ原(西部会場)で学校・倶楽部から動員して実施された。

7) 昭和14・15年福井県の場合

26日県内で、第1回行進は福井県スキー協会により、1班は10時に十条小学校から三十三山へ登山。2班は10時に大桐駅前から木ノ芽峠を従走。3班は8時に勝山米伊駅前から登山。第2回行進は、県協会と武生スキークラブ・日野山クラブの合同で9時に大桐駅から木ノ芽峠縦走に出発。また県協会と勝山スキークラブの合同で、7時半勝山町米伊旅館前から法恩寺山登山に出発した。

8) 鳥取県の場合

鳥取県スキー史に「2月11日鳥取県スキー総動員行進を浜坂で開催」された様子が紹介されている。

まとめ

連盟により実施された全国皆スキー行進は、広範な降雪地方で実施され、様子は地域毎に規模の差はあったが、共通して設定されたコースで実施されたと見えよう。

2017年度 体育史学会 第6回大会

プログラム・発表抄録集

2017年4月28日 印刷

2017年4月28日 発行

発行者 大熊 廣明

発行所 体育史学会

〒245-8650 横浜市泉区緑園 4-5-3

フェリス女学院大学国際交流学部

和田浩一研究室内

Tel : 045 (812) 4287

taiikushi_office@taiikushi.org

印刷所 株式会社コムラ

〒501-2517 岐阜県岐阜市三輪ぶりとぴあ3

Tel : 058 (229) 5858 (9 : 00-17 : 30)